

(午後 4時00分)

○議長（佐藤忠吉） ご苦労さまです。また、長時間にわたる予算審査、大変お疲れさまでした。ただいまより3月定例会第7日目のご審議を行います。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第7日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

高橋保議員から欠席届が提出されております。やむを得ない状況と認め、受理したところがありますので、報告いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、委員会付託事件の報告の件を議題といたします。

本案について予算審査特別委員長より報告を求めます。予算審査特別委員長、佐藤一廣君。

○予算審査特別委員長（佐藤一廣）

平成25年3月13日

真室川町議会議長 佐藤忠吉 殿

予算審査特別委員長 佐藤一廣

特別委員会審査報告書

本委員会は、平成25年3月7日に付託された下記事件を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 事件名

- 議案第31号 平成25年度真室川町一般会計予算
- 議案第32号 平成25年度真室川町国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 平成25年度真室川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成25年度真室川町介護保険特別会計予算
- 議案第35号 平成25年度真室川町立真室川病院事業会計予算
- 議案第36号 平成25年度真室川町水道事業特別会計予算
- 議案第37号 平成25年度真室川町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第38号 平成25年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計予算

2. 審査月日

- 平成25年3月7日（第1日目） 委員長・副委員長の互選
- 平成25年3月11日（第2日目） 付託事件審査
- 平成25年3月12日（第3日目） 付託事件審査
- 平成25年3月13日（第4日目） 付託事件審査・結審

3. 審査結果

議案第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第37号、第38号は原案のとおり可決。

以上、審査結果についてはご報告申し上げましたが、予算審査特別委員会における審査の経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年度真室川町8会計、総額78億円を超える予算案について慎重に審議し、満場一致をもって可決いたしました。

予算審議の中で、町の活性化につなげる事業として新たに6次産業化推進に力を注ごうとしていることが伺われます。企業誘致が難しい当町にとって、基幹産業である農業の6次産業化は、新たな雇用を生み出す施策として期待するものであります。さらに、全国的に有名な真室川音頭の発信とあわせ、いわゆるゆるキャラなども大いに活用し、町内外へのPRに努力されるよう望むものです。

なお、毎年度指摘事項となっている公金の滞納繰り越し分については、徴収の改善はされているものの、負担の公平性を期すため、なお一層の努力をされるよう申し添えます。

また、各事業会計につきましては、遊楽館施設管理費が一般会計に計上されていますが、実質的には梅里苑が業務に当たっている部分については、梅里苑事業特別会計に組み入れて運営すべきと考えるので、今後の取り扱いについて再考をすることを望みます。

町立真室川病院事業会計におきましては、全ての町民が安心して受診できるよう、今後も医師確保に努め、特に診療所の診療体制を早急に確立するよう申し添えます。

各委員から多くの質問がありました。執行部におかれましては、指摘等されていることに対し、再度精査、検討を加え、厳しい財政状況の中で、適正で効率のよい運用を図られ、住民サービスの向上に努められることを希望し、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号から議案第38号までの8議案に対し、一括して採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、これより本案を一括して採決いたします。

ただいまの予算審査特別委員長の報告は、議案第31号から議案第38号までの8議案は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、32号、33号、34号、35号、36号、37号、38号の8議案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、委員会付託事件の報告の件を議題といたします。

本案について議会改革調査特別委員長より報告を求めます。議会改革調査特別委員長、佐藤一廣君。

○議会改革調査特別委員長（佐藤一廣）

平成25年3月13日

真室川町議会議長 佐藤忠吉 殿

議会改革調査特別委員長 佐藤一廣

特別委員会調査報告書

平成22年第1回議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 件名 議会の改革並びに活性化に関する事務調査
2. 付託年月日 平成22年3月11日
3. 調査年月日、開催年月日、内容、結果（別紙のとおり）
4. 調査報告、意見 「議会改革調査特別委員会」を平成22年3月11日に設置し、議会改革並びに活性化について幅広い見地から調査研究を行うため、延べ51回の委員会等を開催し、下記の5項目について調査研究を進めてきました。
 - （1）議員定数の適正化について
 - （2）各地区での議会報告会の開催について
 - （3）委員会活動の強化について
 - （4）議員報酬について
 - （5）議員年金について（平成23年6月1日制度廃止により調査項目より除外）

<調査研究の結果>

- (1) 議員定数について1人削減の11人
- (2)、(3) 充実した議会報告会の開催により委員会の強化に至る。
- (4) 議員報酬については据え置き

<特別委員会としての決議>

当議会として今後めざすべく課題は「会議公開の原則」を実質的に具体化し、より信頼される議会を構築することであるとし、議会中継システムの実施に向け早期導入を図られたく決議を提出することに決定した。

以上、申し上げましたが、委員各位には長期間にわたり議会活性化、議会改革につきまして献身的にご協議いただき、このように結論を出し、報告することができました。心より敬意と感謝を申し上げます。

最終的に決議として決定いただきましたことは、大きな前進につながったものと確信をしているところであります。

皆様に御礼を申し上げ、議会改革調査特別委員会は本日をもって結審いたします。

長い間、大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

- 議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの議会改革調査特別委員長報告に対する質疑を求めます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。
これより討論に入ります。本案に対する討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤忠吉） **日程第3**、発委第1号 議会中継の早期導入に関する決議の件を議題といたします。

提出委員より趣旨説明を求めます。議会改革調査特別委員長、佐藤一廣君。

- 議会改革調査特別委員長（佐藤一廣） 議案提出書。平成25年3月13日。真室川町議会議長、佐藤忠吉殿。議会改革調査特別委員長、佐藤一廣。

議会中継の早期導入に関する決議。上記議案を別紙のとおり地方自治法第110条第5項及び真室川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

発委第1号 議会中継の早期導入に関する決議。地方自治法第110条第5項及び真室川町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。議会改革調査特別委員長、佐藤一廣。

趣旨説明。住民の意見を反映した政策審議を行うという、議会が持つ重要な役割や議会の意思決定の透明性を確保し、住民が参加しやすい環境整備をするに当たり、一番有効な議会中継システムの実施について早期導入を強く要望するため提案するものです。

議会中継の早期導入に関する決議

「議会改革調査特別委員会」を平成22年3月11日に設置し、議会活性化並びに議会改革について幅広い見地から調査研究を行うため、延べ51回の委員会等を開催し、①議員定数の適正化について②各地区での議会報告会の開催について③委員会活動の強化について④議員報酬について⑤議員年金についての5項目について調査研究を進めてきた。

これらについて、同規模町村の議会を視察研修し、当町における実態と照らし合わせ議論を重ねた結果、定数については1人削減の11人とし、議員報酬を据え置きとした。また、より充実した議会報告会の開催となるよう回を重ねる毎に規模を拡大してきたことは、委員会の強化にも至ったものと総括し、結審に至っている。

そもそも議会とは、選挙により選出された議員によって構成され、地域における多様な住民の意見を汲み上げ、町的意思を決定し、政策形成機能を有する町長と独立・対等な議決機関である。地方分権による自治体裁量の幅が広がる中で、議会は町の予算・決算など重要な事項を審議し、行政が適正執行されるよう常に監視するとともに、住民の意見を反映した政策審議を行うという重要な役割を担っている。

そうした議会の活動について、議会の保有する情報を分かりやすく、積極的に説明することや、議会の政策活動に住民が参加しやすい環境整備を行うことにより、意思決定の透明性の確保に努めるべきと考えている。

これらを実現する手法として、議会だよりの充実、議事録の公開、特に住民の議会傍聴を容易にするためインターネットによる議会中継が有効と考えており、近年議会中継を実施している自治体が急速に増加し、県内町村においても既に約半数の自治体が導入済みであり、先進地への視察研修も行ってきている。

以上のことから、当議会として今後めざすべく課題は「会議公開の原則」を実質的に具体化し、より信頼される議会を構築することであるとし、その実現のため以下のとおり決議する。

記

1. 住民が議会の状況を知るため一番有効な「議会中継システム」の実施に向け早期導入を

図られること。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、委員会付託事件の報告の件を議題といたします。

本案について産業福祉常任委員会副委員長より報告を求めます。産業福祉常任委員会副委員長、佐藤正君。

○産業福祉常任副委員長（佐藤 正）

平成25年3月13日

真室川町議会議長 佐藤忠吉 殿

産業福祉常任委員会副委員長 佐藤 正

請願審査報告書

本委員会は、平成25年第1回定例会において付託された下記事件を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 事件名

請願第1号 TPP交渉参加反対に関する請願

2. 審査月日

平成25年3月7日

3. 審査結果

請願第1号 採択すべきもの

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの産業福祉常任委員会副委員長の報告に対する質疑を求め

ます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案の副委員長報告は採択すべきものであります。副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は副委員長報告のとおり採択すべきものと決定いたしました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第5**、発議第3号 TPP交渉参加反対に関する意見書の件を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。4番、佐藤正君。

○4番(佐藤 正) 発議第3号 TPP交渉参加反対に関する意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。提出者、真室川町議会議員、佐藤正。賛成者、真室川町議会議員、佐藤勝徳。賛成者、真室川町議会議員、名村肇。

趣旨説明。TPPは、農業生産に破壊的な影響を与えるとともに、我が国の根幹にかかわる制度が変えられ、地域経済社会崩壊を招くことは必至であるため、政府に対し事前協議を含め、一切のTPP交渉参加に向けた取り組みを行わないよう強く求めるため提案するものです。

以上であります。

意見書案につきましては、別紙のとおりでありますので、割愛させていただきたいと思えます。

皆様からご承認いただけますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(佐藤忠吉) それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第6**、発議第4号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書の件を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。9番、佐藤一廣君。

○9番(佐藤一廣) 発議第4号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。提出者、真室川町議会議員、佐藤一廣。賛成者、真室川町議会議員、外山正利。賛成者、真室川町議会議員、佐藤成子。

趣旨説明。国民健康保険制度の安定的持続と健全運営を図るためには、国庫負担の充実、強化により財政基盤の強化を可及的速やかに実施することが必要であるため、子育て、医療制度等の地方単独事業の実施に対し、国庫負担の減額、算定措置を廃止するよう強く求めるため提案するものであります。

意見書案につきましては、別紙のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。

皆様からご承認いただけますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(佐藤忠吉) それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第7**、発議第5号 地方交付税の削減に反対する意見書の件を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。8番、佐藤正美君。

- 8番（佐藤正美） 発議第5号 地方交付税の削減に反対する意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。提出者、真室川町議会議員、佐藤正美。賛成者、真室川町議会議員、大友又治。賛成者、真室川町議会議員、五十嵐久芳。

趣旨説明。地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤で、安定的に確保されるべきであるので、地方交付税の削減に強く反対するため提案するものです。

意見書（案）につきましては、別紙のとおりでありますので、割愛をさせていただきます。皆様からご承認いただけますよう、よろしくご審議お願いいたします。

- 議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤忠吉） **日程第8**、発議第6号 東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書の件を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。7番、大友又治君。

- 7番（大友又治） 発議第6号 東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。提出者、真室川町議会議員、大友又治。賛成者、真室川町議会議員、五十嵐久芳。賛成者、真室川町議会議員、佐藤一廣。

趣旨説明。東北地方、特に福島を初めとする各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復旧、復興は、我が国が全力で取り組むべき最大の課題であることから、きめ細やかな復興関連諸施策を強く求めるため提案するものです。

以上であります。

意見書案につきましては、別紙のとおりでありますので、割愛させていただきたいと思えます。

皆様からご承認いただけますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9**、発議第7号 消費税率引上げに伴う住宅・車体・医療・逆進性対策を求める意見書の件を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。6番、名村肇君。

○6番（名村 肇） 発議第7号 消費税率引上げに伴う住宅・車体・医療・逆進性対策を求める意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。提出者、真室川町議会議員、名村肇。賛成者、真室川町議会議員、佐藤一廣。同じく賛成者、真室川町議会議員、佐藤正。

趣旨説明。消費税は、所得の少ない家計ほど収入に占める税負担割合が高くなるという現状から、消費税率引き上げに伴う緩和措置を図り、かつ住宅、車体、医療、逆進性対策を早急に行うことを強く求めるため提案するものであります。

以上であります。

意見書案につきましては、別紙のとおりでありますので、割愛させていただきたいと思えます。

皆様からご承認いただけますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第10、発議第8号 農業の戸別所得補償制度の法制化を求める意見書の件**を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。2番、佐藤勝徳君。

○2番(佐藤勝徳) 発議第8号 農業の戸別所得補償制度の法制化を求める意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。提出者、真室川町議会議員、佐藤勝徳。賛成者、真室川町議会議員、佐藤正。賛成者、真室川町議会議員、名村肇。

趣旨説明。農業の戸別所得補償制度を法制化することにより、農業経営の持続可能性を高め、雇用創出、地域経済活性化などの農業が有する多面的機能を発揮させる効果が期待できることから、恒久的な制度とするよう強く求めるため提案するものであります。

以上であります。意見書案につきましては別紙のとおりでありますので、割愛させていただきます。

皆様方からのご承認いただけますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐藤忠吉) それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第11、発議第9号 雇用対策の拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提出議員より趣旨説明を求めます。1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 発議第9号 雇用対策の拡充を求める意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成25年3月13日。提出者、真室川町議会議員、外山正利。賛成者、真室川町議会議員、佐藤成子。賛成者、真室川町議会議員、大友又治。

趣旨説明。我が国の雇用は、依然として厳しい状況にあり、賃金水準も抑制され、長引くデフレから脱却できないでいることから、景気好転、雇用拡大のため、諸支援を強化する対策を強く求めるため提案するものでございます。

以上であります。

意見書案につきましては、別紙のとおりでありますので、割愛させていただきたいと思えます。

皆様からご承認いただけますよう、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤忠吉） それでは、ただいまの説明に対する質疑を求めます。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。本案に対する討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。議会広報調査特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。議会広報調査特別委員長より説明を求めます。議会広報調査特別委員長、大友又治君。

○議会広報調査特別委員長（大友又治）

平成25年3月13日

真室川町議会議長 佐藤 忠吉 殿

議会広報調査特別委員長 大友 又治

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中に継続調査を要するものと決定したので、議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事件名

議会広報第122号の調査及び編集、発行について

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

議会広報調査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第13**、議員派遣の件を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（阿部千代子）

平成25年 3月13日

平成25年度議員派遣について

次のとおり議員を派遣する。

各研修の中で期日、場所につきましてはごらんのとおりでございますので、項目だけを読ませていただきたいと思います。

1. 全国・県・郡内議員研修

（1）全国町村議長会研修

第38回町村議会議長・副議長研修会

第57回町村議会議長全国大会

（2）山形県町村議会議長会研修

第30回町村議会広報研修会

山形県・秋田県・岩手県合同町村議会議長・事務局長中央研修会

町村議会議員研修会

（政務活動）

知事を囲む市町村自治振興懇談会
県関係国会議員との懇談会
(3) 最上地方町村議会議長会研修等
最上地方町村議長会例会
議長研修会 (県外視察研修)
町村議会議員研修会
庄内地方町村議長会との合同会議
議長自治研修会
議長・副議長合同会議

2. 上記以外の派遣・その他他団体からの要請による派遣については、全て議長に委任する。
3. 閉会中における常任委員会等の所管事務調査・付託事件審査の期間設定以外の事項については、その都度委員会ごとに提出し議決を得る

以上でございます。

○議長 (佐藤忠吉) ただいま読み上げました議員派遣の件につきまして、真室川町議会会議規則第121条の規定により派遣したいと思います。

なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣のとおり派遣することに決定いたしました。

○議長 (佐藤忠吉) **日程第14**、以上をもって本定例会に付託された事件は全て議了いたしました。

よって、平成25年第1回真室川町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時46分)